

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 労使協定の必須項目 過半数組合・過半数代表者の要件

今回は「36協定」などの労使協定を締結する際に、必ずご確認ください過半数組合と過半数代表者の要件について記します。

### 労使協定締結の際は

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合 ② 過半数組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定を締結しなければなりません。

※①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になります。

#### ① 過半数組合の要件

- 事業場で使用されている正社員だけでなくパートやアルバイトなどを含めたすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。



36協定の締結時に、改めて事業場の労働者数および労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合の確認しましょう！

Check

労働組合員数  
すべての労働者 > 50%  
(パートなども含む)

#### ② 過半数代表者の要件と選出のための正しい手続き

- 正社員だけでなくパートやアルバイトなどを含めたすべての労働者の過半数を代表している必要があります。
- 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票・挙手などにより選出します。  
※使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選出した場合は無効になります。
- 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと  
※管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

労働基準監督署に届け出た36協定は、労働者に周知しなければなりません。

➡ 周知しなかった場合には、労働基準法第106条違反になります(30万円以下の罰金)

#### 【周知の具体例】

- 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- 書面を労働者に交付する
- 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する



※36協定は締結して書面を労働基準監督署に届け出なければ有効になりません。必ず届出を行ってください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。